

1. 調査目的

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下、固有名称を除き硝酸性窒素と表記）については環境基準値が 10 mg/L と定められているが、その基準値を超過している井戸は全国 4,260 本の井戸のうち 235 本あることが報告されている（環境省が集計・公表している平成 16 年度概況調査結果による）。これは全体の 5.5% に当たり、他の基準項目と比較して圧倒的に多いものとなっている。

硝酸性窒素による健康影響としては、主として乳幼児がこれらを大量に体内に吸収した場合にチアノーゼを発症するメトヘモグロビン血症の原因とされている。

地下水の硝酸性窒素汚染の主な原因としては、畑地への施肥や家畜排せつ物といった面源を主体とするものが挙げられており、効果的な対策を講じることが困難な問題であるが、一般に地下水の硝酸性窒素汚染は長期的に継続することが多いため、関係する実施主体間での調整や連携を図りながら、継続的な対策を講じる必要があると考えられる。

本調査は、環境省が進める『硝酸性窒素総合対策モデル事業』の対象地域として茨城県新治村が選定されたことを受け、対象地域における硝酸性窒素総合対策事業に係る諸検討を 3 年間にわたり実施するものである。

なお、本モデル事業の対象地域である茨城県新治村は、平成 18 年 2 月 20 日に土浦市と合併したため、本報告書の表題は「茨城県土浦市新治地区（旧新治村）」とし、また、本文中では「新治地区」と表記した。

